

地方公共団体における公文書管理の取組調査（令和8年7月）

1. 趣旨

- 地方公共団体については、[公文書等の管理に関する法律第34条](#)において、同法の趣旨にのっとり、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないとされている。
また、[公文書館法](#)にも、地方公共団体が、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すること等が規定されている。
- こうした規定を踏まえ、[地方公共団体における公文書の適切な管理に関する一層の取組を促すため、歴史公文書等の保存等に関する取組状況の「見える化」を図ることを目的として](#)、調査を行い、各団体の回答を[内閣府ホームページに掲載するもの](#)。
- 本調査は、前回令和6年4月の調査に続き実施。

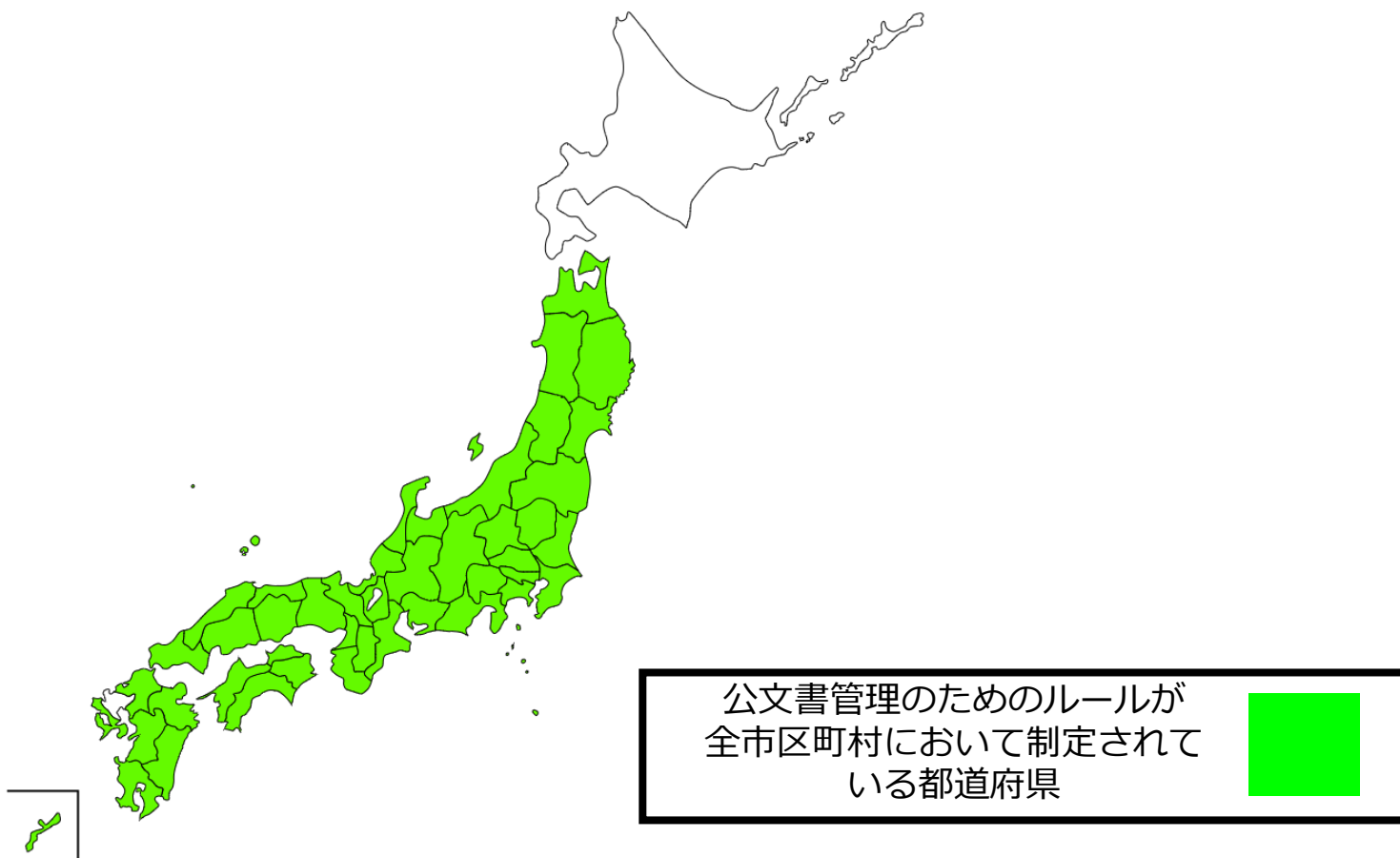
2. 調査の方法

- ①調査対象：全ての都道府県、市区町村(1741団体)（都道府県経由）
- ②調査時点：令和8年4月1日時点
- ③調査項目：
 - 1) 公文書管理のルール
 - 2) 歴史公文書の保存及び利用のルール
 - 3) 歴史公文書を保管する施設
 - 4) 電子的管理

3. 結果の概要

(1) 公文書管理のルール of 制定状況

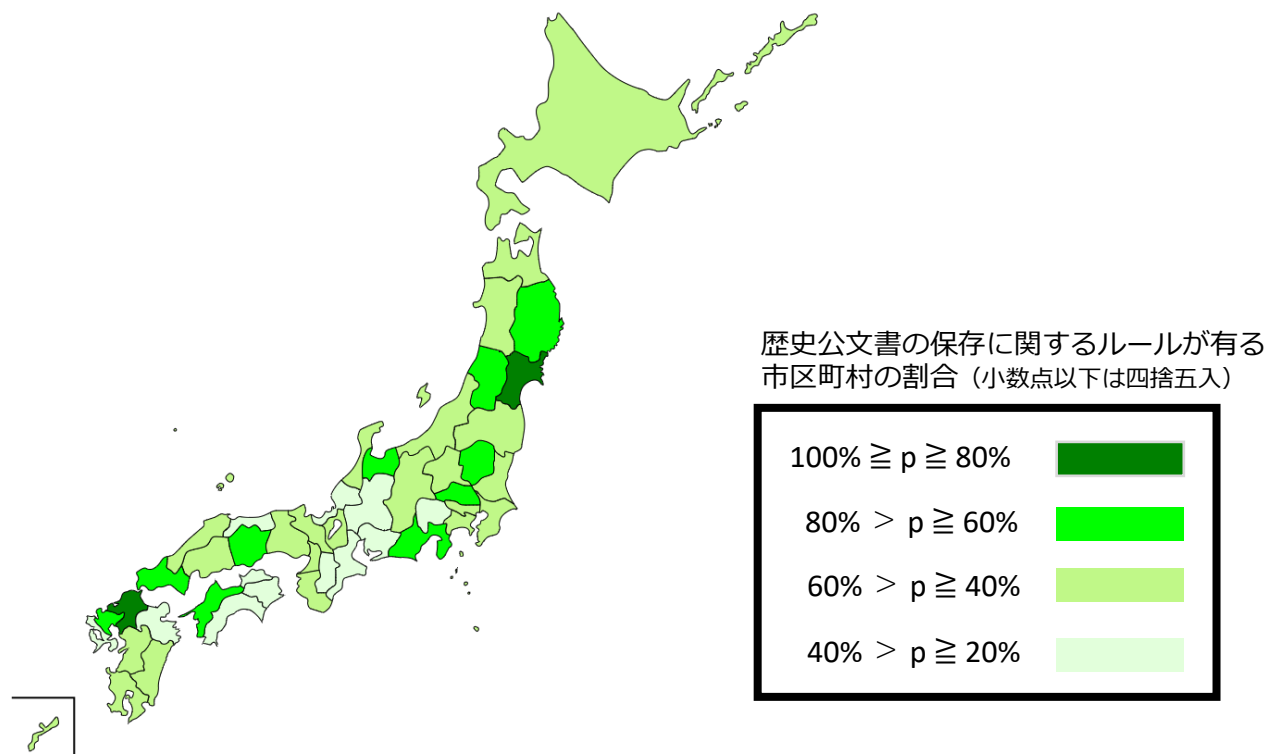
- **ルールが制定されている都道府県は47団体** (100%)
- **ルールが制定されている市区町村は1,736団体** (99%)
(45都府県で管内の全市区町村でルールを制定)



（２）歴史公文書の保存及び利用に関するルール の 制定状況

〈保存に関するルール〉

- 歴史公文書の保存に関するルールが**有る**とする都道府県は47団体（100%）
- 歴史公文書の保存に関するルールが**有る**とする市区町村は874団体（50%）



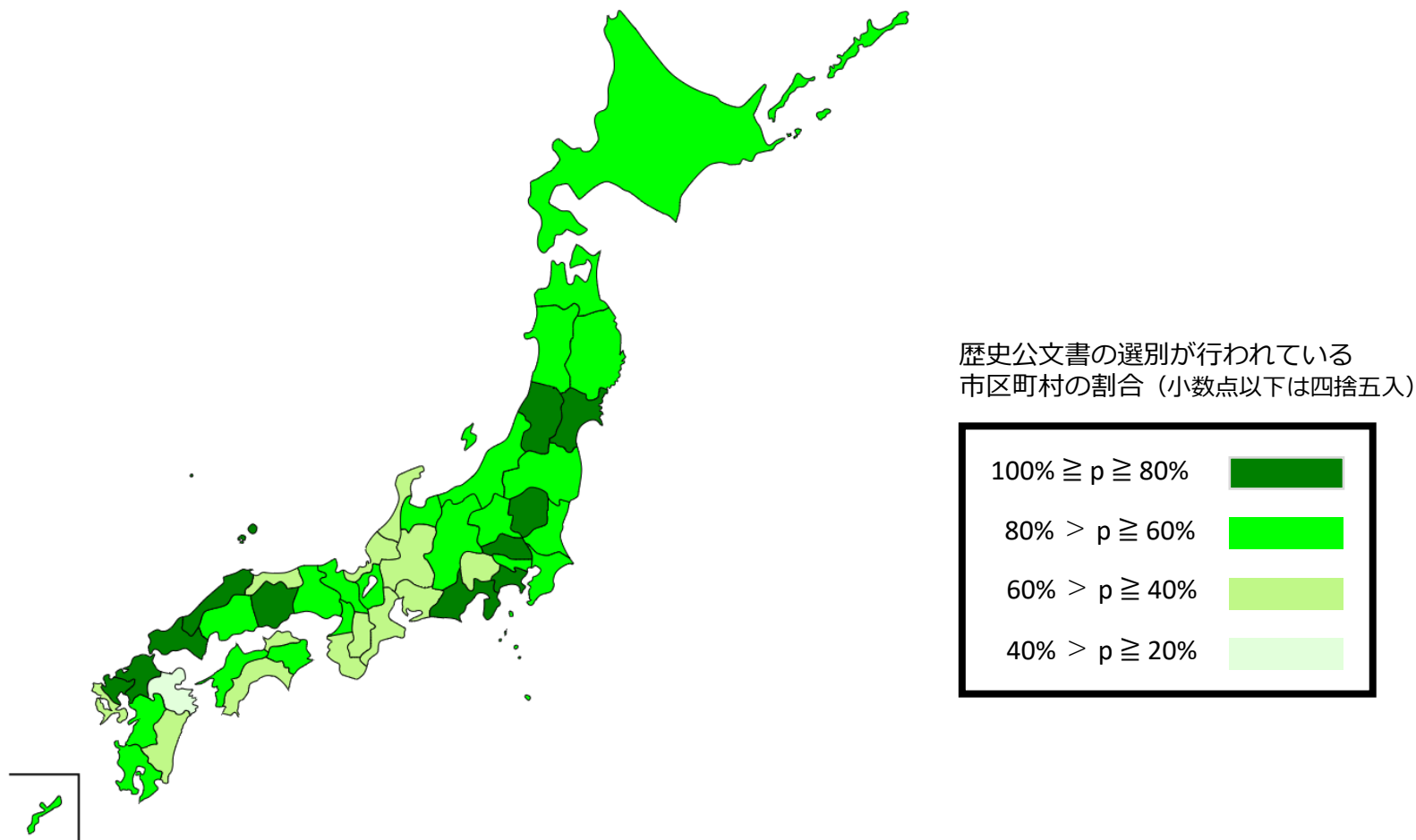
〈利用に関するルール〉

- 歴史公文書の利用に関するルールが**有る**とする都道府県は42団体（90%）
- 歴史公文書の利用に関するルールが**有る**とする市区町村は204団体（12%）

※歴史公文書の利用に関するルールが無いと回答した団体においても、情報公開の手続で対応しているとの回答が多数みられた。

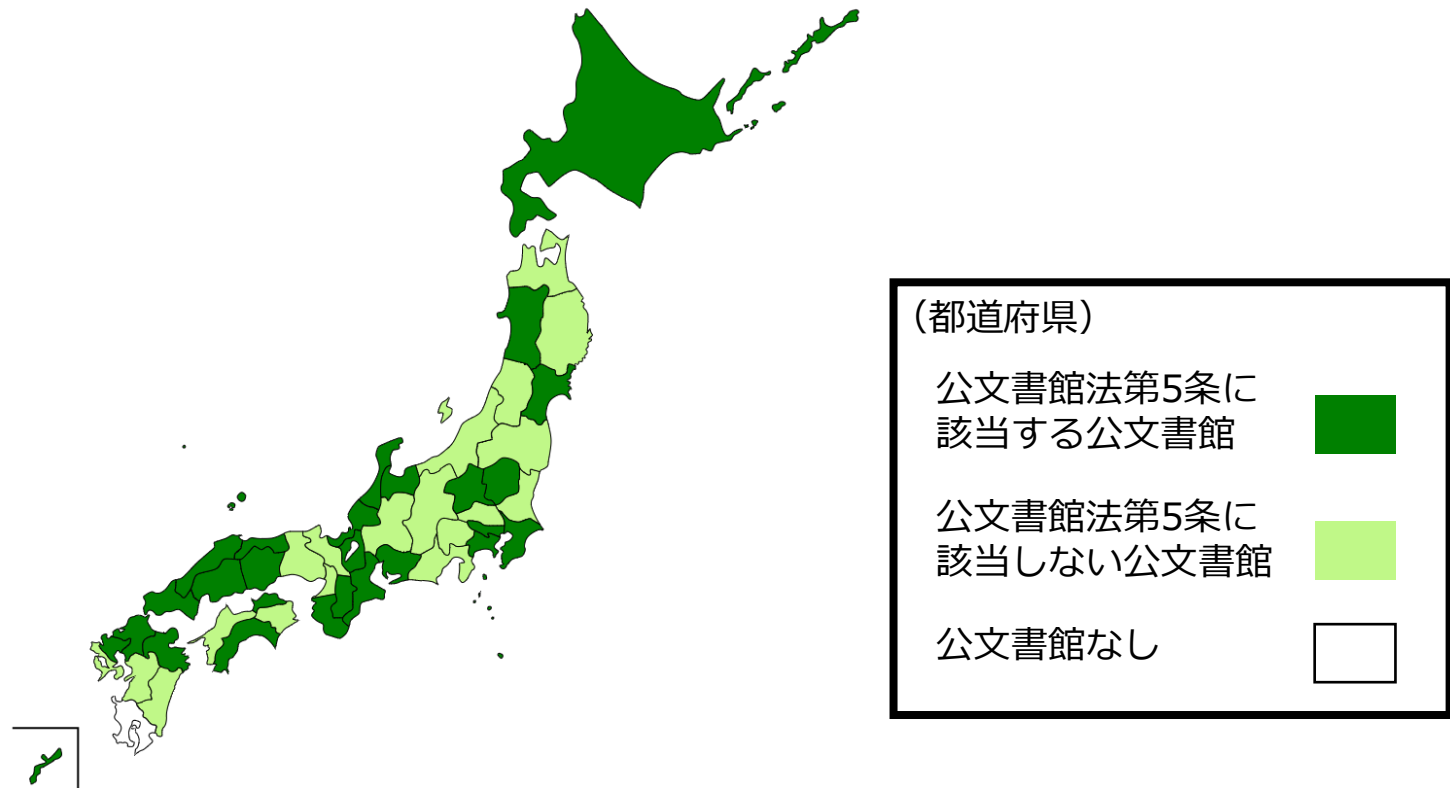
(3) 歴史公文書の選別状況

- 歴史公文書の選別が行われている都道府県は47団体(100%)
- 歴史公文書の選別が行われている市区町村は1,159団体 (67%)



(4) 公文書館の設置状況

- **公文書館と称する施設が設置されている都道府県は46団体 (98%)**
- **公文書館法第5条に該当する公文書館 (条例設置) が設置されている都道府県は27団体 (57%)、市区町村は64団体 (4%)**
※福岡共同公文書館は1団体として計上
- **上記自治体のうち、認証または准認証アーキビストが配置されている都道府県は18団体 (67%)、市区町村は19団体 (30%)**



(5) 電子的管理の状況

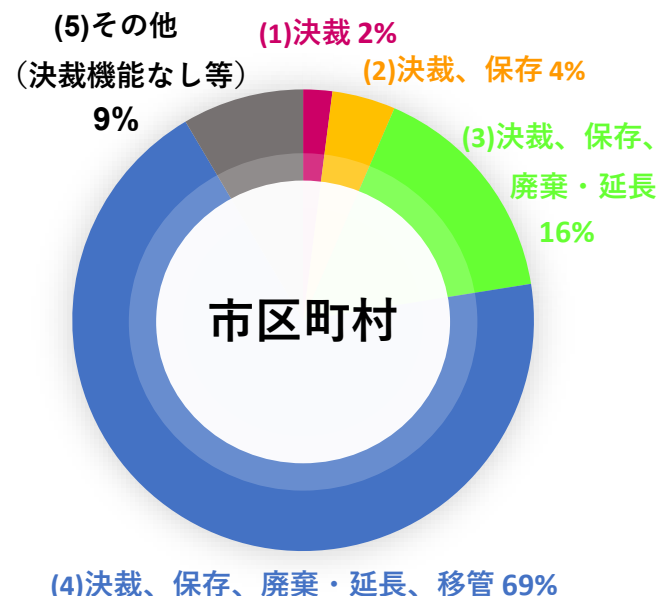
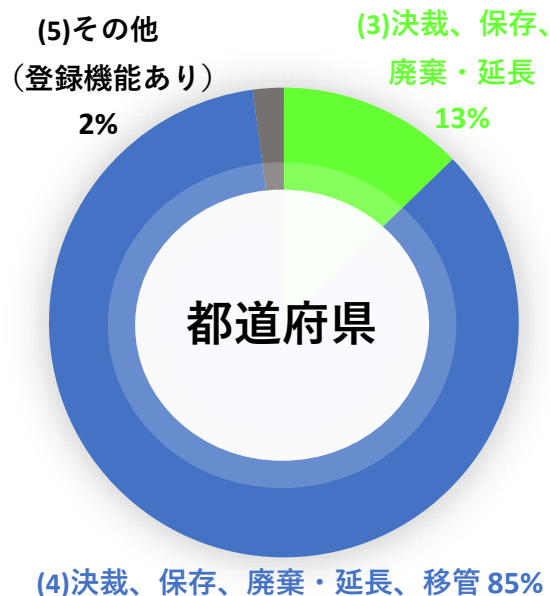
- 行政文書を電子媒体により作成又は取得することを基本と定めるルールがある都道府県は31団体（66%）、市区町村は499団体（29%）
- 文書管理システムを導入している都道府県は47団体（100%）、市区町村は1,081団体（62%）

※文書管理システムとは、文書の作成・取得から整理・保存・移管等に至る文書のライフサイクルを管理するシステム。

文書管理システムの対象範囲

文書管理システムの対象範囲は、「決裁」「保存」「廃棄・延長」「移管」が全て含まれるとする割合が最多。

※「移管」には歴史公文書を庁舎内の保管場所に移管する場合、原課から文書管理担当部局に所管を移す場合など、多様なケースが含まれる。



4. 様々な取組事例

○歴史公文書についての取組

- ・ 歴史公文書の定義は、地方公共団体によって様々だが、以下のような例が挙げられる。
 - － 歴史的・文化的価値を有すると認める文書（宮城県塩竈市、石川県加賀市 等）
 - － 市史や町史の資料となる重要な文書（福井県南越前町、広島県大竹市 等）
 - － 条例等の例規や議会会議録等（兵庫県加西市 等）
 - － 東日本大震災関連文書又は東日本大震災関連を含む文書（岩手県宮古市、福島県富岡町 等）
 - － 新型コロナウイルス感染症に関連する文書（東京都西東京市、兵庫県芦屋市 等）
 - － 町村合併前や合併に関する文書（宮城県栗原市、熊本県阿蘇市 等）
- ・ 福岡県では、県と市町村（北九州市・福岡市以外）が公文書館を共同運営し、管内の全市町村で歴史公文書を永久保存するようにしている。

○電子的管理の取組

- ・ 文書管理に関する規則・規程で文書管理システムによる電子決裁を原則と定めている。
（神奈川県横浜市、石川県野々市市、滋賀県近江八幡市、宮崎県小林市 等）
- ・ ルールにおいて、紙である收受文書について、原則として電子文書に変換するものとするとの規定を置いている。（大阪府吹田市、大阪府豊中市 等）
- ・ 紙媒体の文書は原則としてスキャンして電子データへ変換し、電子データを正本として文書管理システム上で管理。（東京都武蔵野市）
- ・ 「最初から電子化」のため電子申請を推進している。（東京都江戸川区）
- ・ 東日本大震災により被災した公文書を復旧したものを電子化してシステム上で管理。（岩手県陸前高田市）
- ・ 文書管理システムと電子決裁システムの連携により、紙媒体の電子化を推進。（茨城県美浦村）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

（地方公共団体の文書管理）

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

公文書館法（昭和62年法律第115号）

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（中略）

附則

（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。